

大阪市民のみなさんへ

重大な児童虐待ゼロへ

記号の見方

□ 日時・期間 場 会場 ¥ 費用 締め切り 申 申し込み 問 問い合わせ
HP 大阪市ホームページ ☐ Eメール ☐ 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所内
FAX 特に記載のないものは市外局番「06」です。
 ● 講座・イベントなどで特に記載のないものは、「無料、申し込み多数の場合は抽選、締め切りは当日必着」です。抽選の結果は当選者のみ通知します。
 ● 往復ハガキで申し込む際は、返信用宛先の住所・氏名をお忘れなく。
 ● 費用について、複数区分ある場合は、「○○円ほか」としています。

● 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響等により、催しなどが延期または中止となる場合があります。

くらし

「大都市制度(特別区設置)協議会だより」(第10号)をお届けします

協議会の議論の内容をお知らせする広報紙を、6月下旬に新聞折り込み(朝日、産経、日本経済、毎日、読売、大阪日日)でお届けするとともに、区役所や大阪市サービスカウンター(梅田・難波・天王寺)、図書館等でも配布します。なお、市内在住で新たに点字版や個別配布をご希望の方は、電話かファックスでお申し込みください。

問 副首都推進局広報・調整担当
6208-9503 FAX 6202-9355

大阪市立小・中学校の就学援助

経済的な理由でお子さんを小・中学校に通わせるのが難しい保護者に学校教材費などを援助します。対象は市民税非課税世帯、児童扶養手当を受給している世帯など。

締 6/30

申 学校で配布する申請書に証明書類を添えて、通学している学校へ。
問 学校運営支援センター
6115-7653 FAX 6115-8170

高校生のための奨学金
(大阪市奨学費)

経済的な理由で修学が困難な方に奨学金を支給します。対象は市内在住の市民税非課税世帯(生活保護世帯を除く)で、高等学校等へ通学している生徒。支給額や申請に

必要な書類など、詳しくは在学する学校で配布する募集要項をご覧ください。

締 7/1

問 学校運営支援センター
6115-7641 FAX 6115-8170

中学生を対象とした塾代助成事業の10月からの利用申請を受け付けています

学習塾や習い事などにかかる費用を月額1万円まで助成しています。養育者とその配偶者の所得による制限があります。

申請方法など詳しくは**HP**をご覧ください。
締 7/15

問 大阪市塾代助成事業運営事務局
6452-5273 FAX 6452-5274

古いアパートや長屋などの建て替え費用を補助します



昭和56年5/31以前に建てられたアパートや長屋をマンションなどの集合住宅に建て替える場合、設計・解体・共同施設整備費用の一部を補助します。優先地区などの一部エリアでは、補助要件の緩和や補助率の優遇があります。詳しくはお問い合わせください。

問 都市整備局耐震・密集市街地整備受付窓口
6882-7053 FAX 6882-0877

掲載している記事の詳細は、**HP**の「大阪市民のみなさんへ」掲載ホームページ一覧でご覧いただけます。

ホームページ



タイムリーな情報も
続々配信中!

*LINEの利用にはアプリの
ダウンロードが必要です。

Twitter



Facebook



LINE



住まいの耐震化費用を補助します

一定の要件を満たす民間戸建住宅や共同住宅の耐震診断・耐震改修に要する費用の一部を補助します。補助要件や内容など詳しくはお問い合わせください。

問 都市整備局耐震・密集市街地整備受付窓口
6882-7053 FAX 6882-0877

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力ください

鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみの出し方

感染した方などがいる家庭で、鼻水等が付いたマスクやティッシュなどのごみを出すときは、次のことを心がけてください。

ごみの出し方

- ①ごみに直接触れない
- ②ごみ袋はしっかりと封をする
- ③ごみを出した後は手を洗う



※ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れる

問 環境局事業管理課 6630-3226 FAX 6630-3581

公園の利用

健康維持のための散歩や運動で公園を利用されるときは、次のことにご注意ください。

- 人が多い場所を避ける
- 特に混雑する場所や時間帯は利用を見合わせる
- 密集・密接を作らない
- 咳エチケットや帰宅後の手洗いの徹底

問 建設局調整課 6469-3816 FAX 6469-3895

犯罪被害者やその家族・遺族の方を支援するため、条例を制定しました



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

犯罪の被害にあわれた方やその家族・遺族の方への支援をより一層充実させるため、「大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例」を制定し、さまざまな支援に取り組んでいます。詳しくは**HP**をご覧ください。

主な支援の内容

- 遺族見舞金などの支給
- 掃除や洗濯などの日常的な家事支援や配食サービス
- 就学前の子の一時保育費、精神医療費、転居費の助成
- 犯罪被害者等の支援に精通した弁護士による相談

※死亡や重傷病などの重大な被害が対象となります。
※条例が施行した令和2年4月1日以降に発生した被害が対象となります。

犯罪の被害にあわれ、お困りの際は、一人で悩まず、まずはご相談ください。
犯罪被害者等支援のための総合相談窓口 6208-7489

問 市民局人権企画課

6208-7619 FAX 6202-7073

犯罪被害者やその家族・遺族の方

検索

自宅で体を動かそう

健康を維持するために、外出を控えていたいている中でも自宅でできる簡単な運動で体を動かしましょう。

OSAKA HERO PROJECT

ちょこっとエクササイズ365

市立大学都市健康・スポーツ研究センターの協力のもと考案した、いつでも気軽にできるオリジナル運動を**HP**で紹介しています。



問 経済戦略局スポーツ課
6469-3863 FAX 6469-3898

百歳体操

吉本新喜劇でおなじみのメンバーが、何歳になっても元気で楽しく生活するための体操を**HP**で紹介しています。



問 福祉局高齢福祉課
6208-9962 FAX 6202-6964

